

右の執照は官生鄭週等に付し、此れに准ぜしむ
進監読書の執照
事の為にす

注* 『明実録』万曆八年十一月戊子、九年四月壬子の条に関連の記事がある。

1-31-22

国王尚永の、進貢のため正議大夫梁燦等を遣わす執照

(一五八一、二、一六)

琉球国中山王尚永、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁燦・使者金照等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤を裝載して京に赴き進貢す。所_よ擲りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、^①宙字二十五号半印勘合執照を給して存留在船通事陳貴等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の去_と処及び関津把隘の巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して困つて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁燦 人伴一十名

使者一員 金照 人伴五名

通事一員 林璉^③ 人伴二名

存留在船使者一員 馬三魯 人伴二名

存留在船通事一員 陳貴 人伴二名

管船冠帯火長・直庫二名 林華 馬益志

梢水共に八十一名

万曆九年(一五八一)二月十六日

右の執照は存留在船通事陳貴に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の事の為にす 執照

注* 『明実録』万曆九年十月戊申の条に関連の記事がある。

(1) 宙字二十五号 「三一―二二」に同番号があり、何らかの誤りか。

(2) 陳貴 生没年不詳。久米村陳氏(仲本家)七世(『家譜(二)』四九〇頁)。

(3) 林璉 生没年不詳。久米村林氏(名嘉山家)六世(『家譜(二)』九二二頁)。